

令和6年度第1回浜松市地域包括支援センター

運営協議会会議録

- 1 開催日時 令和6年6月25日（火） 午後7時00分から午後8時30分
- 2 開催場所 浜松市役所北館 101・102会議室
- 3 出席状況

出席委員	才川隆弘委員 月井英喜委員 三輪眞知子委員 弓桁智浩委員 松岡徹委員 杉山晴康委員 鈴木美枝委員 村埜美加委員
欠席委員	浅井陽介委員
事務局	介護保険課：谷口課長 健康医療課：西崎課長 健康増進課：渥美課長 高齢者福祉課：亀田課長、坂本担当課長、大石課長補佐 地域包括ケア推進グループ： 山根G長、諸永主任、中村、河村、山下 中央福祉事業所長寿支援課：大村課長 浜名福祉事業所長寿保険課：久米課長 天竜福祉事業所長寿保険課：谷野課長
- 4 傍聴者 0人（一般：0人、記者：0人）
- 5 議事、内容及び結果 審議の内容
 - 議事1 令和5年度地域包括支援センター事業報告について
 - （1）令和5年度地域包括支援センター事業報告
 - （2）令和5年度地域包括支援センター委託料決算見込み
 - 議事2 令和6年度地域包括支援センター事業計画について
 - （1）令和6年度浜松市地域包括支援センター運営方針
 - （2）令和6年度地域包括支援センター事業計画
 - （3）令和6年度地域包括支援センター業務委託料

令和5年度の地域包括支援センター事業報告及び令和6年度の地域包括支援センター事業計画について事務局より報告を行い、委員からは多岐にわたる御意見を頂いた。詳細は、発言内容に記載。
 - 議事3 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について

令和6年2月～5月に地域包括支援センターが予防給付業務を委託した

居宅介護支援事業所について報告し、追加承認された。

議事 4 地域包括支援センター板屋の移転について

令和 6 年 10 月 1 日に事務所を移転することについて、事務局より説明を行い、原案のとおり承認された。委員より事務所賃料等の負担についてご意見を頂いた。詳細は発言内容に記載。

議事 5 受託法人（地域包括支援センターありたま）の法人合併について

令和 6 年 7 月 1 日に現受託法人が他法人と合併して新法人による運営に移行することについて、事務局より報告を行った。

- 6 会議資料の名称
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 資料 1 | 令和 5 年度地域包括支援センター事業報告 |
| 資料 2 | 令和 5 年度地域包括支援センター活動状況報告 |
| 資料 3 | 令和 5 年度地域包括支援センター業務実施報告書 |
| 資料 4 | 令和 5 年度地域包括支援センター委託料決算見込み |
| 資料 5 | 令和 6 年度浜松市地域包括支援センター運営方針 |
| 資料 6 | 令和 6 年度地域包括支援センター業務実施計画書 |
| 資料 7 | 令和 6 年度地域包括支援センター業務委託料 |
| 資料 8 | 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について |
| 資料 9 | 地域包括支援センター板屋の事務所移転について |
| 資料 10 | 受託法人（地域包括支援センターありたま）の法人合併について |

- 7 発言内容記録方法 文字 / 録画 / 録音

8 発言内容

議事 1 令和 5 年度地域包括支援センター事業報告について

（事務局）資料 1 ～ 4 に基づき説明

<質疑・意見>

（委員）

事業報告 2 ページの虐待相談対応について、包括によって対応が異なる。実際に自分の事業所で起きたケースだが、虐待対応のマニュアルでは包括職員が事実確認に来るようになっていると思うが、来ないようなケースもある。包括ごとに考え方などあるのかもしれないが、足並みを揃えていただきたい。

また、マニュアル通りの運用をしているかの確認は、どのように行っているのか。

（事務局）

「虐待対応の手引き」や、それ以外に福祉事業所・包括職員用の手引きの周知を図っている。また、虐待防止研修会を行政職員、包括職員向けに開催している。

手引きの詳細まで確認の徹底ができていないか、という点については、個人差、部署の考え方もあり、足並みが揃っていないという声も聞いている。今後研修等を実

施し、徹底したい。

(委員)

行政職員がアドバイザーとして対応する際に、ケースに関わらず、すぐに施設入所を勧めてくるような職員もあり、個人によって差がある。職員への教育、学習はどのように行っているか。

(事務局)

手引きの配布、研修会の他、担当者を集めた連絡会を開催している。その連絡会は虐待案件のみを取り扱うわけではないが、案件の共有等を行う場合もある。

(委員)

包括職員も、対応の根拠として「行政が言ったから」と伝えてくる場合がある。居宅のケアマネジャーとしては、本当に行政が言っているのか分からない。行政、包括、居宅の三者間で顔が見えるような対応をし、御家族が虐待に至らない、利用者が守られるような対応をしていただきたい。ケアマネジャー、包括が嫌な思いをしないように対応お願いしたい。

(委員)

ある包括では、忙しくて虐待案件の対応ができないと言われたことがあった。人数が少なく多忙なのだと思うが、虐待案件は包括だけでなく、市も対応すべきである。包括同士での協力や行政との協力等お願いしたい。

(事務局)

虐待は命に係わる問題である。忙しいことを理由にしないよう、周知・対応していきたい。

(会長)

包括から行政に対して SOS があれば、別の包括や行政が代わりに行くような仕組みになっているか。

(事務局)

別の包括が代わりに行くようなことは難しい。

最終的な虐待判断を行うのは行政であり、包括が困ったら福祉事業所の担当者に相談、情報共有するような仕組みはあるので、それを生かせるような体制づくりにしていきたい。

(委員)

地区社協のサロンについて、令和5年度より令和6年度の方が活動数が増加して

いるが、コロナ後の活動の仕方を迷っているサロンも増えている。地域の見守り活動に繋がっている部分もあるため、何かあった時に包括に相談できるようにしたい。

新たなサロンが立ち上がった場合は社協と連携して情報を共有するなど、地域活動を応援するという面で力を貸していただきたい。

(委員)

ケアマネジャーの指導件数について、センターごとに差が無いように入力するための具体策はあるか。

(事務局)

ケアマネジャーとの簡易な情報共有や連絡等も指導件数として計上していた包括があったことが判明した。そのため、センター長会議で入力方法の指標を再提示した。

(委員)

総合相談支援業務は、最初に相談した際の、「相談しやすい雰囲気」が重要かと思う。電話相談が約7割とのことだが、電話のみで解決しているのか、解決せずそのままになってしまっている案件もあるのか知りたい。

(事務局)

継続案件がどの方法で相談されているのかは分析できていない。恐らく、訪問の形をとっているものが継続案件に多いと思う。

(委員)

権利擁護業務について、虐待件数が増加しているが、具体的にどういう相談が増えているのか。同一人物の相談もあると思うが、増加に伴う、特徴的な変化はあるか。

(事務局)

はっきりとした確認はとれていないが、支援者が少ない中で子と親の二世帯になってしまったケースや、金銭搾取等は目立つように思う。

(委員)

介護予防ケアマネジメントについて、これまでは再委託先を探すことが大変で、それが仕事になってしまっている部分があった。

介護保険法の改正により、直接居宅介護支援事業所が受託できるようになったが、直接受託している事業所数の実数は分かるか。また、これに伴う包括の負担軽減等の見込みを教えてください。

(事務局)

6月1日現在、10 か所が指定を受けている。指定を受けた事業所が常に受託できるわけではなく、介護予防給付が無くなると包括が担当しないといけない。包括、ケアマネジャー、利用者の負担がなるべく少なく実施ができるよう介護保険課と調整中。

(委員)

質の担保は重要だと思うので、居宅介護支援事業所が直接受託することにより、質が低下しないようお願いしたい。居宅介護支援事業所に件数を多く依頼できればいいという訳ではない。質の評価もしてもらいたい。

(委員)

連携体制の構築活動件数が増加しているとのことだが、成果物はあるか。

(事務局)

具体的な成果物は手元にない。支援活動をする中で、関係機関と連携した活動を包括の判断によって計上している。今後、計上基準を確認、定義する。

(委員)

どのような活動をしているか、件数が何に繋がっているか、増加・減少したことが包括や地域の方にどのように影響を与えていくかが見えるような資料にしていきたい。

(会長)

実施報告書等のコメントに盛り込む等、具体性を出していただきたい。見える化してほしい。

議事2 令和6年度地域包括支援センター事業計画について

(事務局) 資料5～7に基づき説明

<質疑・意見>

(会長)

地域における介護予防活動推進について、住民が主体性を持って介護予防や健康づくりに取り組む場合、保健センターとの連携はないのか。地域包括支援センター運営方針の中で「行政との緊密な連携」という文言があるが、今後、医療費や介護保険料を削減する上で連携して介護予防に取り組むことは重要だと思う。包括のみで解決できない例も出てくると思うが、いかがか。

(事務局)

健康増進課や各健康づくりセンターにも保健師が在席している。健康増進課の事業として、いきいきトレーナーの派遣を行っている。いきいきトレーナーとは研修

を受けた市民で、行政は運動に取り組みたい団体とトレーナーのマッチングを行い派遣している。包括にも事業の周知をし、ロコトレ以外の介護予防の取り組みとして連携できるようにしている。

(会長)

具体的な取り組みについては了解した。6 ページの運営体制の記載に、マネジメントや人材育成という項目はあるが、行政との連携について記載がないため、記載について検討していただきたい。

(委員)

良い事例があったので共有したい。ある包括で認知症ひとり歩き（徘徊）模擬訓練を行った際、地区社協の方や自治会長が参加してくれた。この訓練を通じて、認知症について地域で考えなければいけないということに気が付き、地域全体で考えるようなきっかけになった。このようにきっかけがあると、地域は必ず考えてくれるのでぜひ続けていただきたい。

(委員)

実施計画書について、昨年度の改善を踏まえて計画を出すべきだと思うが、昨年度、地域ケア会議が開催できなかった包括では『繰り返し行う』という抽象的な記載である。一方、地域ケア会議を開催した包括では細かく具体的に書いている。つまり、活動できているところは開催の意義等を理解しており、開催できていないところは理解できていないということではないか。

提出物の内容を見て、もう少し指導をしていただきたい。

(会長)

課題解決のための事業計画になっているかどうかという指摘だと思うが、行政がそういった内容も確認することで、より課題が解決しやすい方向になるのではないかな。

(事務局)

細かい部分の内容の確認に至っていなかったため、しっかり確認させていただきたい。気になるところ、実績の上がらないところについて注意をしていきたい。

(委員)

業務委託料について、昨年度と今年度で変わらない。しかしながら、物価高騰や介護報酬の改定があり、国から人件費を上げるような働きがある中で、地域包括支援センターはそのままというわけにはいかないと思う。

包括職員は、社会福祉法人や医療法人の職員なので、そういった方々の賃金を上げないと、働き手がいなくなったり、将来的に地域包括支援センターが存続できな

くなったりするのではないかという懸念がある。

実際、薬の金額を下げ続けていたら、薬が作られなくなってしまった事例もある。

今後 10～20 年くらいは高齢者人口が増えていくので、働き手の確保のためにも物価や人件費を考慮して来年度の業務委託料を検討していただきたい。

(会長)

人材確保の観点から、委託料における人件費の割合が多くなるので、検討の余地があるのではないかという意見だった。

主任介護支援専門員が減っているという報告もあったように、就職する人が少なくなっている。人材確保が困難にならないよう、予算の確保が必要な時期に入っているのではないか。行政で議論されているのか、据え置きなのか、意見を聞きたい。

(事務局)

地域包括支援センターの委託料は、令和 4 年度に見直しをし、令和 5 年度に人件費と事務費加算を増額した。

現在も物価上昇が続いているので、都度見直しが必要であると考えている。年度ごとに、他事業者の人件費のことも考慮しつつ、検討していきたい。

(会長)

高齢化社会にとっては欠かせない事業であり、人材が確保できないのはかなりリスクな状態である。予算編成に苦しいところもあるとは思いますが、優先順位等考えてぜひ前向きに検討していただきたい。高齢化社会には地域包括支援センターが不可欠である。

議事 3 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について

(事務局) 資料 8 に基づき説明

<質疑・意見>

異議なし、承認

議事 4 地域包括支援センター板屋の移転について

(事務局) 資料 9 に基づき説明

<質疑・意見>

(委員)

八幡地域の民生委員をやっている。包括板屋の現在の建物は 20 年目で契約終了という状況のようである。

包括の事務所に対して、市はどのくらい補助をしているのか、今後するつもりはあるのか確認したい。市が補助をまったく行わず、先ほどの人件費のことも含め、受託法人がすべて負担するとなると、今後存続が難しくなるのではないか。

(事務局)

現状、事務所の賃貸料について、市は賃貸料という名目で支払いはしていない。法人の持つ施設の敷地中に建屋を作っている包括もあれば、板屋のように賃貸借をしている包括もある。そのため、一律の賃貸料という名目での支払いは難しく、事務費として支払いを行っている。

(委員)

医療法人であれば病院の一部、社会福祉法人であっても、施設を持っていればその一部を使用することはあると思う。

しかし、包括ができた経緯は、1万人程度で地域を区切り、その地区を見守っていくという経緯のはずである。そのため行政が事務所の場所を設けた上で、運営を委託し、法人に入ってもらおうというのが本来ではないかと思う。

家賃負担が困難になり、活動に専念できなくなったり、受託をやめたりすることが発生しないように、必要などころには必要な補助をしていくべきではないか。

(会長)

先ほどから出ている人件費だけでなく、建物の賃借料も含め、存続にはお金が必要になるのではないかという意見が多く出ている。

事務費とは、使用用途が限定されているようなものなのか。柔軟性を持っても良いのではないか。包括が活用できるような委託料はあるのか伺いたい。

(事務局)

事務費で賃借料を払っていけないという規定はない。包括には収支報告の提出を依頼している。そこに実際に賃借料を含めてくる包括もある。基本的には職員の人数配置に応じた同じ委託料だが、決算の状況は包括により赤字、黒字様々である。

(事務局)

包括の事務所は今まで法人が用意しており、また、今回の板屋の移転については法人側の都合でもあるため、市から今回の移転について補助金を出すことは検討していなかった。ただ、今回の会議を受けて、包括の存続性も含め、今後の高齢化社会の中で課題ではあると思う。検討事項として把握しておく。

(委員)

こども園や幼稚園、保育園では、建物等にも補助金が出る。その代わり、何年間は続けるというような制約が発生する。包括でも同じような形で補助金を出してもよいのではないか。

これまで包括を22か所に増やしていく中でも、受託者に対して建物や必要な3職種の人数の配置を要求するのみというのは望ましくないと思う。

一利用者である民生委員の立場として、こういった方向性があるということを認

識していただければありがたい。

議事 5 受託法人（地域包括支援センターありたま）の法人合併について
（事務局）資料 10 に基づき説明

<質疑・意見>

異議なし。

その他

なし

- 9 会議録署名人 才川隆弘委員 月井英喜委員 三輪真知子委員 弓桁智浩委員
松岡徹委員 杉山晴康委員 鈴木美枝委員 村埜美加委員
（「署名」により確認）
（氏名の並び順は委員名簿に準拠する）